

# 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

豊島区在住で小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に、必要な日常生活用具を給付する制度です。給付の対象となる日常生活用具については、車椅子・特殊寝台等18品目です。

希望される方は、池袋保健所にお問い合わせください。

## 対象となるのは次のすべてを満たしている方です

- ① 豊島区に在住の方
- ② 小児慢性特定疾病受給者証をお持ちの方
- ③ 児童福祉法・障害者総合支援法等の施策の対象とならない方
- ④ 在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具給付を必要とする方

## 申請に必要な書類

- ① 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書
- ② 希望する用具の見積書
- ③ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し  
以下④、⑤は必要な方のみ
- ④ 豊島区で全ての扶養義務者の区市町村民税の確認ができない方（転入などの場合）は、区市町村民税に関する状況を確認することができる書類の写し  
(次のうちいずれかを提出してください。)
  - A. 住民税課税・非課税証明書
  - B. 区市町村民税特別徴収住民税額決定通知書の写し  
4～6月申請：前年度分  
7～3月申請：当年度分
- ⑤ 生活保護世帯は、④の書類に代わり豊島区が発行する生活保護受給証明書

## 費用負担

扶養義務者全員の所得に応じて自己負担があります。

一定の所得以上の世帯の方は全額自己負担になりますのでご相談ください。（別紙「別表1」、「別表2」参照）

（自己負担の例）

階層区分がD10の方が50,000円の電気式たん吸引器を申請し、審査の結果、給付が決定になった場合

→D10階層の方は、11,550円までは自己負担になるため、50,000円から11,550円を引いた38,450円を豊島区から助成します。

※人工鼻など診療報酬の対象となる用具は診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付します。

※購入前の申請が必要です。購入後は申請ができません。

問い合わせ 豊島区 健康推進課（池袋保健所内） TEL 3987-4172

## 給付までの流れ

- ① 希望する用具を取り扱う業者へ見積書の作成を依頼する。
- ② 業者から見積書を受け取る。
- ③ 必要書類を揃えて、受付窓口へ申請をする。（保健師と面接の上、「調査書」を作成する。）
- ④ 給付が決定されたら、次の通知書を申請者に送付します。送付までに2～3週間程度かかります。
  - ・豊島区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書
  - ・豊島区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（※給付が行われない場合は、却下決定通知書を送付します。）
- ⑤ 給付券が届いたら、当該用具を取り扱う業者に用具を発注してください。
- ⑥ 取扱業者から用具を納入してもらう際に、次のようにしてください。
  - ・給付券を取扱業者にお渡しください。（申請者の受領印の押印が必要になります。）
  - ・自己負担がかかる方は自己負担金を業者にお渡しください。

別表1 用具の種目及び給付限度額

種目	対象者	性能等	限度額（円）	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。 （手すりをつけることができる。）	4,900	8年
特殊マット	寝たきり状態にある者	褥瘡の予防又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700	8年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病等児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500	5年
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,400	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000	5年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	年額 41,580	-

種 目	対象者	性能等	限度額（円）	耐用年数
ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	173,250	5年
ストーマ装具 （消化器系）	人工肛門を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	年額 113,520	-
ストーマ装具 （尿路系）	人工膀胱を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	年額 149,160	-
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	年額 128,700	-

別表 2 徴収基準額表

	本人の属する世帯の階層区分		徴収基準 月 額	加算基準 月 額	
A 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		0 円	0 円	
B 階層	A 階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯		1,100 円	110 円	
C 階層	A 階層及び B 階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250 円	230 円	
D 階層	A 階層、B 階層及び C 階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下	D1 階層	2,900 円	290 円
		3,001～ 5,800 円	D2 階層	3,450 円	350 円
		5,801～ 8,700 円	D3 階層	3,800 円	380 円
		8,701～ 13,000 円	D4 階層	4,250 円	430 円
		13,001～ 17,400 円	D5 階層	4,700 円	470 円
		17,401～ 22,400 円	D6 階層	5,500 円	550 円
		22,401～ 28,200 円	D7 階層	6,250 円	630 円
		28,201～ 58,400 円	D8 階層	8,100 円	810 円
		58,401～ 75,000 円	D9 階層	9,350 円	940 円
		75,001～ 96,600 円	D10 階層	11,550 円	1,160 円
		96,601～ 121,800 円	D11 階層	13,750 円	1,380 円
		121,801～ 175,500 円	D12 階層	17,850 円	1,790 円
		175,501～ 221,100 円	D13 階層	22,000 円	2,200 円
		221,101～ 380,800 円	D14 階層	26,150 円	2,620 円
		380,801～ 549,000 円	D15 階層	40,350 円	4,040 円

		549,001～ 579,000 円	D16 階層	42,500 円	4,250 円
		579,001～ 700,900 円	D17 階層	51,450 円	5,150 円
		700,901～ 849,000 円	D18 階層	61,250 円	6,130 円
		849,001～ 1,041,000 円	D19 階層	71,900 円	7,190 円
		1,041,001 円以上	D20 階層	全 額	左の徴収基準月額の 10% ただし、その額が 8,560 円に満たない場合は 8,560 円

## 備 考

### 1 徴収月額の決定の特例

ア A 階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の対象者が、同時に別表 2 の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に区市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

### 2 世帯階層区分の認定

#### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているものうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その区市町村民税等により行うものである。

#### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第 877 条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）

II 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって

計算された、地方税法により賦課される区市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

- ・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者等が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、区の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

- ・生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、区市町村民税については、当該年度の区市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。
- ・当該年度の区市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の区市町村民税によることとする。

### (3) 徴収基準額表の適用時期

別表2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

- 3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、区市町村が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。

### 4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

### 5 その他

令和2年度的生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると区市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。